

厚生年金の合意分割

全ての市町村

事業内容

離婚等をし、以下の条件に該当したときに、婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を当事者間で分割することができます。

1. 婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること。
2. 当事者双方の合意または裁判手続により按分割合を定めたこと。合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることができます。
3. 合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることができます。

請求期限は、原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内です。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

離婚時の厚生年金の分割

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/kyotsu/rikon/20140421-02.html>

申請先・問い合わせ先

富山 年金事務所

富山県富山市牛島新町7-1

連絡先：076-441-3926

高岡年金事務所

富山県高岡市中川園町11-20

連絡先：0766-21-4180

魚津年金事務所

富山県魚津市本江1683-7

連絡先：0765-24-5153

砺波年金事務所

富山県砺波市豊町2-2-12

連絡先：0763-33-1725